

市立保育所・認定こども園・幼稚園 に勤務する パートタイム会計年度任用職員を募集

A 朝夕・保育パート	B 保育パート	C 看護師(医療的ケア担当)
●勤務施設 市立保育所・市立認定こども園	●勤務施設 市立保育所・市立認定こども園	●勤務施設 市立認定こども園
●職務内容 早朝・夕方の保育	●職務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・担任業務 ・支援が必要な子どもの担当 ・地域こども預かり担当 など 	●職務内容 市立認定こども園を拠点に医療的ケアが必要な子どもを担当
●勤務時間 1日あたり1時間～3時間程度の労働 ① 保育所【月曜日～土曜日】 朝 7時～9時 夕 17時～19時 ② こども園【月曜日～土曜日】 朝 7時～8時45分 夕 16時45分～20時	●勤務時間 1日あたり7時間30分程度の労働 【月曜日～土曜日】 8時45分～17時00分 ※多少の前後あり	●勤務時間 1日あたり7時間30分程度の労働 【月曜日～土曜日】 8時45分～17時00分 ※子どもの登園時間に合わせて前後する場合があります。 ※市立幼稚園、保育所でも勤務を行う場合があります。
●賃金 ① 保育士資格、幼稚園教諭免許、養護教諭免許のいずれかをお持ちの方 → 時間給 1,581円 ② 資格なし → 時間給 1,072円	●賃金 ① 保育士資格、幼稚園教諭免許、養護教諭免許のいずれかをお持ちの方 → 時間給 1,174円 ② 資格なし → 時間給 1,072円	●賃金 時間給 1,785円 (看護師免許が必須)
D 養護教諭	E 調理員	F 短時間調理員
●勤務施設 市立認定こども園・市立幼稚園	●勤務施設 市立保育所・市立認定こども園	●勤務施設 市立保育所・市立認定こども園
●職務内容 養護教諭	●職務内容 給食の調理	●職務内容 給食の調理補助
●勤務時間 ① こども園 1日あたり7時間30分程度の労働 【月曜日～土曜日】 8時30分～16時45分 ※多少の前後あり ② 幼稚園 1日あたり7時間45分の労働 【月曜日～金曜日】 8時15分～16時45分	●勤務時間 1日あたり7時間30分の労働 【月曜日～土曜日】 8時15分～16時30分 ※原則、平日の週5日 ※4週に1回程度の土曜日勤務があります。	●勤務時間 1日あたり3時間～6時間程度の労働 【月曜日～土曜日】 8時30分～12時00分 8時30分～15時00分 8時15分～16時30分
●賃金 時間給 1,174円 (養護教諭免許が必須)	●賃金 時間給 1,016円 (調理師免許が必須)	●賃金 時間給 1,016円 (資格は問いません)

G 用務員	H 特別支援児加配	I 保育パート・子育て支援相談補助員
●勤務施設 市立保育所・市立認定こども園	●勤務施設 市立幼稚園	●勤務施設 市立保育所・市立認定こども園
●職務内容 清掃など	●職務内容 支援が必要な子どもの担当	●職務内容 地域子育て支援ルームの運営
●勤務時間 1日あたり7時間15分の労働 【月曜日～金曜日】 8時30分～16時30分	●勤務時間 1日あたり7時間45分程度の労働 【月曜日～金曜日】 8時15分～16時45分	●勤務時間 1日あたり7時間30分程度の労働 【月曜日～金曜日】 8時45分～17時00分
●賃金 時間給 1,016円 (資格は問いません)	●賃金 ①幼稚園教諭免許、養護教諭免許 のいずれかをお持ちの方 → 時間給 1,174円 ②資格なし → 時間給 1,072円	●賃金 ①保育士資格、幼稚園教諭免許、 養護教諭免許のいずれかをお持ちの方 → 時間給 1,174円 ②資格なし → 時間給 1,016円

パートタイム会計年度任用職員・共通の事項について

任用期間	会計年度（最長4月1日～翌3月31日）（採用後1ヶ月は試用期間）
給与支給	月末締め、翌月20日支給
通勤費	規定により支給（但し、片道2km以上）
一時金	週15時間30分以上の勤務より支給対象（6月・12月）
有給休暇	基準に基づき付与
社会保険	(条件を満たした場合)健康保険・厚生年金保険・雇用保険を適用 (全員)災害補償（労災保険等）を適用
兼業許可	申請することで、兼業（営利企業従事）可能 ただし、本市と兼業先の労働時間合計が、1日あたり8時間以内かつ 週あたり40時間以内（労働基準法の規定による）であること。 本市と直接の利害関係にないこと等の条件があります。



*ご応募については、お気軽にお問い合わせください！！

川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育保育職員課

TEL 072-740-1242

最新の求人情報は、こちらでチェック →

